

令和2年10月の組織改正について

目的：令和2年10月の朝霞和光資源循環組合の設立に併せて、市民環境部と建設部に係る事務分掌を見直し、新たな課の設置や2つの課を統合することにより、複雑化・多様化する政策課題に対応できる組織改正を行う。

施行日：令和2年10月1日から

概要：下記のとおり

現行

市民環境部	資源リサイクル課	ごみ処理広域化PT
		資源リサイクル
		清掃センター
	環境課	環境計画（湧水緑化） （その他）
		環境推進
建設部	都市整備課	計画
		区画整理
		公園緑地（公園緑地） （街路事業）
	道路安全課	道路管理
		工務
		交通安全

再編

朝霞和光資源循環組合（一部事務組合）		
市民環境部	環境●●課	環境計画（その他）
		環境推進
		資源リサイクル
		清掃センター
建設部	都市整備課	計画
		区画整理
	公園みどり課	●●●●（公園緑地） （湧水緑化）
	道路安全課	道路管理
		工務（街路事業）
		交通安全

* 「公園みどり課」を新設

⇒ 「みどり」に関する施策を包括的に推進する。

* 環境課と資源リサイクル課を統合し「環境●●課」を新設

⇒ 「環境」に関する施策を包括的に推進する。

* 「朝霞和光資源循環組合」の設立

⇒ 朝霞市と連携し、ごみ処理を広域的に推進する。

* 道路安全課に街路事業を移管

⇒ 道路事業と街路事業を包括的に推進する。